

結核菌運搬時 (UN2814)の 容器・梱包について

ver. 202209

「ゆうパックを使用して臨床検体・病原体を輸送する場合の梱包手順」 (厚生労働省)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000632085.pdf>) を加工して作成

1次容器の包装

1次容器は、中に入れた検体が漏出しないように、内容物を吸収するのに十分な量の吸収剤で覆うこと



緩衝材

吸収材

2次容器

ドライアイスの誤混入防止及び1次容器から漏れないように、また漏れた場合に備える

- 1次容器が壊れ易い容器の場合は、容器どうしが接触しないよう梱包する
- 1次容器を緩衝材で覆い、2次容器内で固定する
- 液体検体の運搬の際は、内容物全量を吸収することができる吸収材を2次容器内に入れる



吸収材を入れる

緩衝材で固定

ステップ2 2次容器

(1次容器を保護する密閉容器)

2次容器には病原体輸送容器を用い、かつ密閉する

ボトルタイプ

パウチ袋タイプ



パウチ袋タイプは、ドライアイスが中に入っていることが容易に確認できるなど、利便性が高いと考えられる。(ドライアイスの誤混入防止に適切と考えられる)

厳守: 2次容器の中には絶対にドライアイスを入れない

厳守: 2次容器の中には絶対にドライアイスを入れない

2次容器: 筒型のハード容器の場合

2次容器: 袋型のソフト容器の場合

2次容器(密閉性が高い)

2次容器(密閉性が高い)



この中にドライアイスを入れない



この中にドライアイスを入れない

ステップ3 3次容器

3次容器と内容物リスト

•2次容器を3次容器の中に入れる。内容物リストを2次容器と3次容器の間に入れる



2次容器

2次容器と3次容器の間に入れる

内容物項目リスト (例)
 発送日:
 内容物(病原体名):
 正味量:
 受取人:
 送り主:
 緊急連絡先 (氏名、TEL):

3次容器

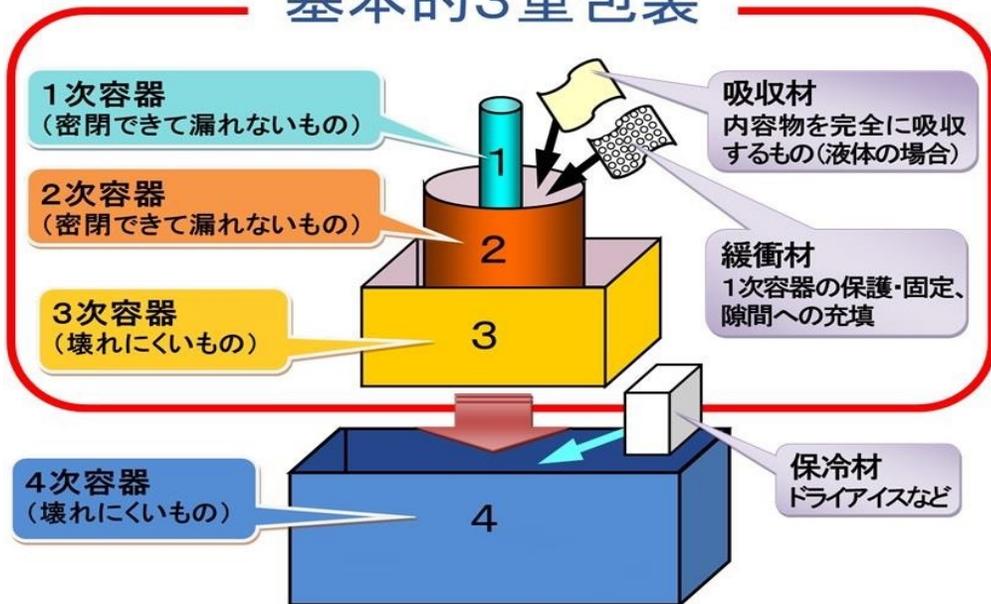
2次容器と3次容器は決められた組み合わせで用いる

•内容物リストを用意するかどうかは各機関のルールに従ってください

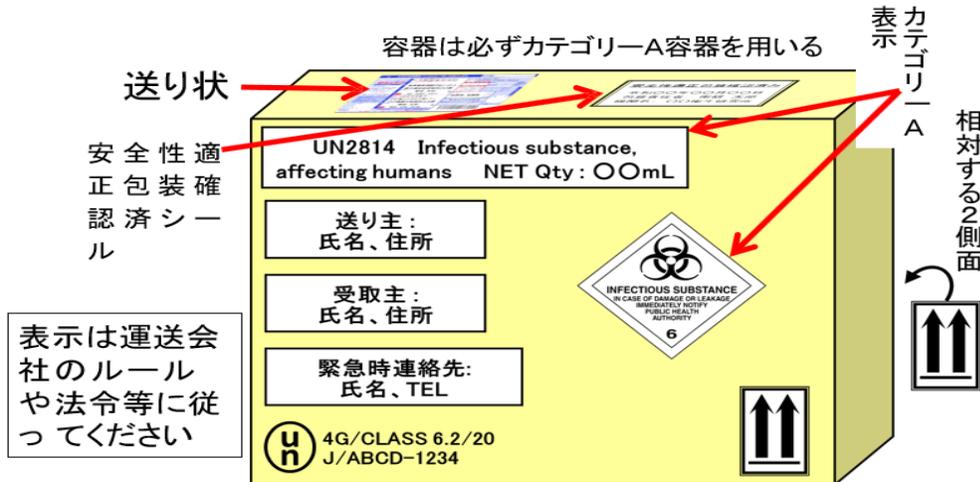
おさらい: 包装の流れ



基本的3重包装



3次容器への表示例: 病原体(結核菌)の場合



オーバーパック(4次容器)

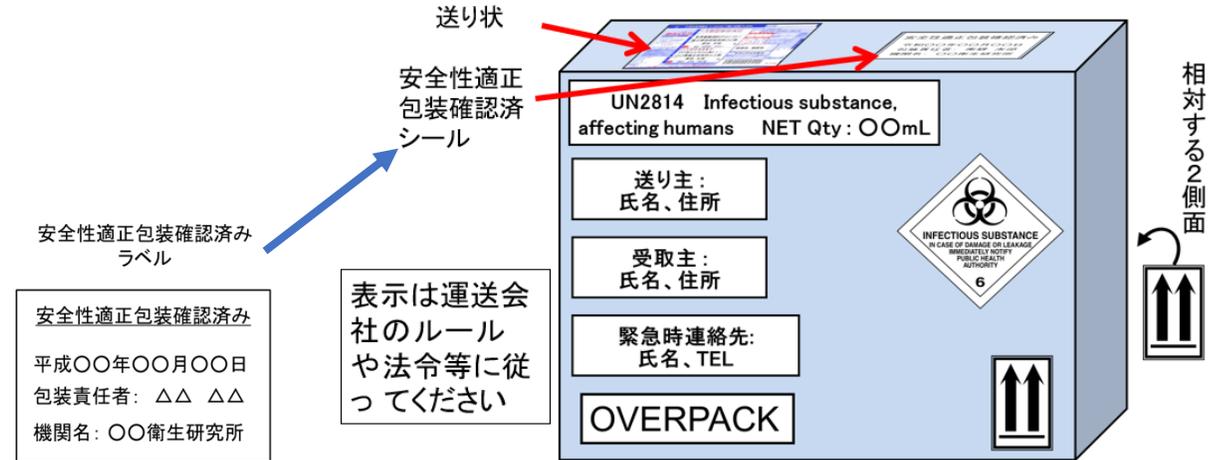
基本三重包装完了後に入れる

保冷を必要とする場合、または複数の3次容器をまとめて輸送する場合



2次容器中にドライアイス等が入っていないことを確認！！
3次容器とオーバーパック(4次容器)はドライアイス等の気化(昇華)したガスが放散される構造であること

オーバーパック(4次容器)への表示例: 病原体(結核菌)の場合 (ドライアイス不使用時)



ステップ5 チェックシートの作成



各機関で作成したチェックシートを使用し適切に梱包できているか確認する

チェックシート項目例

- ・1次容器は防漏性か
 - ・病原体輸送容器を適切に使用しているか※
 - ・2次容器に「ドライアイスを入れない」旨が貼付されているか
 - ・内容物をすべて吸収できるだけの吸収材を2次容器の中へ入れたか(液体検体の場合)
 - ・2次容器の内側にドライアイスを入れていないか
 - ・2次容器は気密がとられているか
 - ・3次容器は容易に開かないようシールされているか
 - ・2次・3次・4次容器内の内容物は緩衝材で固定されているか
 - ・送り状の品名欄に「病原体(危険物)」または「臨床検体(危険物)」の表記はあるか
 - ・包装責任者のチェック後、安全性適正包装確認済みラベルを表示したか
- ※規格(カテゴリ-A・B)、組み合わせ、製造年、傷の有無など

オーバーパック(4次容器)への表示例: 病原体(結核菌)の場合 (ドライアイス使用時)

